

## 小坂町運転免許証自主返納支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、運転免許証の自主返納による不便の軽減と公共交通の利用促進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小坂町コミュニティバス 野口線、上向七滝線、十和田湖地区乗合タクシーをいう。
- (2) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証であつて、有効期限内にあるものをいう。
- (3) 自主返納 道路交通法第104条の4第1項の規定により、公安委員会に対しすべての免許の取消しを申請し、自主的に運転免許証を返納することをいう。
- (4) 取消通知書 すべての免許の取消しを申請した際に道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の9第4項の規定による交付される通知書をいう。
- (5) 運転経歴証明書 道路交通法第104条の4第6項の規定により交付される証明書をいう。

### (対象者)

第3条 事業の支援対象者（以下「対象者」という。）は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、小坂町の住民基本台帳に登録されている免許自主返納者とする。

### (支援)

第4条 支援は、小坂町コミュニティバス路線共通乗車割引回数券（様式第1号 以下「割引券」という。）の交付を行うものとする。

- 2 前項の規定による支援は、対象者1人につき1回限りとする。
- 3 割引券は、野口線、上向七滝線、十和田湖地区乗合タクシーで利用できる。
- 4 割引券は、100枚綴りの回数券方式で交付し、1枚当たり100円分の割引券として利用できる。
- 5 割引券は、1回の乗車で1枚のみ利用できる。

### (割引券の交付申請)

第5条 割引券の交付を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、小坂町コミュニティバス共通乗車割引回数券交付申請書（様式第2号）に、取消通知書又は運転経歴証明書を添えて、町長に申請しなければならない。

### (割引券の交付)

第6条 町長は、前条の申請を受理したときは、申請者に対して割引券を交付するものとする。

(割引券の管理等)

第7条 割引券の交付を受けた申請者（以下「交付者」という。）は、割引券を適正に管理しなければならない。

2 既に交付した割引券について再交付はしない。ただし、町長が特に認めた場合はこの限りではない。

3 交付者は、新たに自動車等の運転免許を取得したときは、直ちに証明書を返還しなければならない。



(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(様式第1号)

	<p><b>免許証自主返納支援事業</b> <b>小坂町コミュニティバス路線</b> <b>共通乗車割引回数券</b></p>
	<p><b>NO. (交付番号)</b> <b>氏名</b></p>

(※100枚綴りにて交付する)